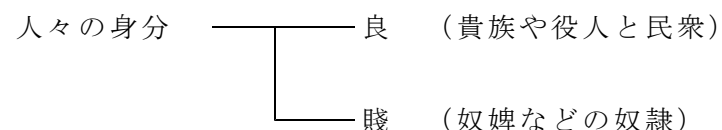


# 温故知新

(古代国家のあゆみ)

## 律令国家



- ・牛馬と同じように売買された。
- ・良身分との結婚は禁じられた。

[ ]

農民には、( )才以上の男女に( )が与えられ、死亡すると返すことになっていた。

- ・男子は2段(1段は約11.4a)、女子はその3分の2
- 奴婢には良民の3分の1。

### 農民の負担

- 租……稲収穫高の3% ⇒⇒⇒地方の役所へ
- 調……布や特産物 ⇒⇒⇒都へ
- 庸……はじめは労役、後に布約8m ⇒⇒⇒都へ
- 雑徭……年間60日以内の労役 ⇒⇒⇒地方の役所へ
- 仕丁……3年間の労役(50戸に2人) ⇒⇒⇒都へ
- 出挙……稲の貸し付け、5割の利息 ⇒⇒⇒地方の役所へ
- 兵役……3人に1人の兵役 ⇒⇒⇒衛士(都)と防人(太宰府)



### 農民の逃亡

人口の増加→→→→( )の不足

朝廷は、耕地の拡大を進める。



723年 [ ]

新しく水路をつくって田を開いた場合には、その子、孫、ひ孫の三代にわたって田の私有を認める。すでにある水路を利用して田を開いた場合には、その人一代に限って田の私有を認める。



743年 [ ]

新たに開墾した土地は、一部条件付きですべて私有を認める。



貴族や寺社や豪族たちが盛んに開墾をすすめ、私有地化。



[ ]のゆるぎ

### 律令国家の底辺の人々

律令国家は、およそ500~600万の人々を「良」「賤」の二つに大別した。このうち「賤」は人口の約10%をしめ、生まれながらの血筋で差別される底辺の人々であった。この賤民のなかにもまたいくつかに分けられていた。「家人」は奴隷であるが、「戸」をなして生活することが許されており、売買もされなかった。これに対して、「奴婢」は自由に売買することもでき、交換・寄付・贈与・質入れの対象にもなった。婢(女の奴隷)が子供を産むのは、馬が子馬を産むのと同じだと律令にも記載された。もし病気にでもかかれば、使いものにならないと道端に捨てられ、それでも主人は罪を問われなかった。